

香取市UIJターンによる起業・就業者等

創出事業"移住支援金"のお知らせ

香取市に移住して働く方に **最大300万円**

世帯移住:100万円 単身移住:60万円の

移住支援金を交付します。

さらに、世帯移住で、18歳未満の方が一緒に移住する場合は、

1人につき100万円を加算します(最大2名分まで)。

※ 様々な要件がありますので、以下をご確認ください。

※ 予算の範囲内での支給ですので、事前の相談をお勧めします。



次の①②③すべてに該当する方が対象となります。(詳細は裏面参照)

- ① 移住元 … 東京 23 区の在住者または東京圏※1 から東京23区への通勤者※2
(移住直前※3 に連続して 1 年以上(千葉県からの通勤者を除く)、かつ直近10年間で通算 5 年以上)
- ② 移住先 … 香取市内(支援金申請後 5 年以上継続して居住する意思があること)
- ③ 就業 … 千葉県のマッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に掲載された企業への就職、県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用しての就業又は先導的人材マッチング支援事業を利用しての就業である方
- または
テレワーク … 所属先からの命令等ではなく、自己の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行う方等
- または
関係人口 … 香取市が実施する移住又は関係人口創出イベントに規定の回数参加した経験があること等
- または
起業 … 起業支援金の交付決定を受けた方((公財)千葉県産業振興センターに審査を受ける必要があります)

※1 東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、及び神奈川県のことをいいます。

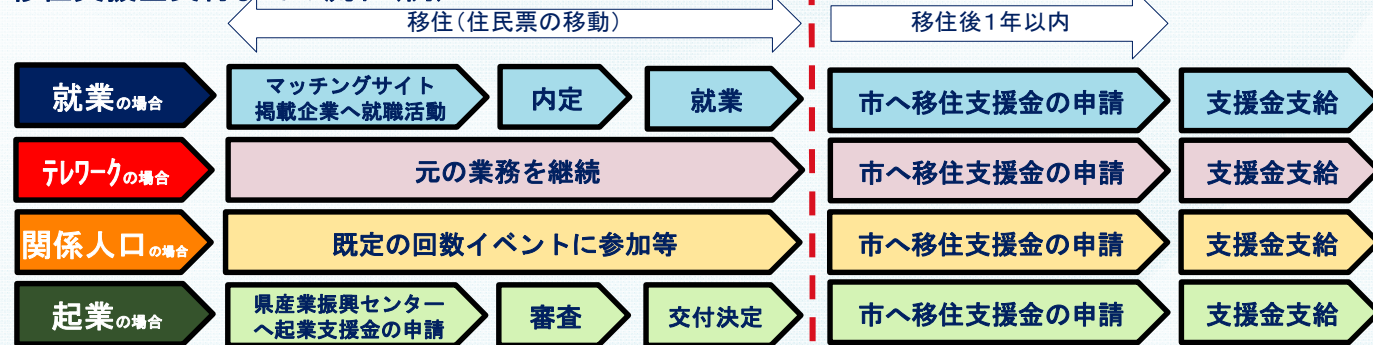
※2 通勤者とは、東京圏のうちの条件不利地域(右記参照)以外の地域に在住し、かつ東京23区に所在する事業所に通勤(大学等通学期間含む)していた方です。

※3 東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができます。

東京圏の条件不利地域

埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県: 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県: 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

移住支援金交付までの流れ(例)



(お問い合わせ)

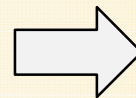
香取市役所総合政策部企画政策課 電話: 0478-50-1206

↓裏面にて、支援金対象者となるかご確認ください↓

支援金対象者確認フローチャート

以下の口をすべて満たしていることを確認してください。

- ☐ 令和7年4月1日以降に香取市に転入したこと
- ☐ 申請時において、1年以内であること
- ☐ 暴力団員でないこと。暴力団と継続して取引・関係等がないこと
- ☐ 市民税を滞納していないこと（転入元市区町村）
- ☐ 外国人の方の場合は、永住者、日本の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格がある。



いいえ

はい



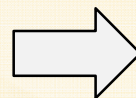
香取市に住民票を移す直前(※)の連続1年間以上が、以下に該当する期間となっている。(両方の期間の合算もOK)

- ☐ 東京23区に在住していた期間
- ☐ 千葉県を除く東京圏のうち条件不利地域(表面参照)以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていた期間

※通勤の期間については、起算日を香取市に住民票を移す3箇月前までの任意の日とすることができます。

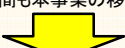
(例: 令和7年7月13日に香取市に住民票を移した場合、通勤の要件を満たすための連続年数を、令和6年7月1日～令和7年6月30日などとする事が可能。)

※対象期間については、千葉県を除く東京圏のうち条件不利地域(表面参照)以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間にすることができます。



いいえ

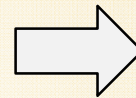
はい



香取市に住民票を移す直前の10年間のうち、以下に該当する期間を通算すると5年以上となる。

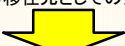
- ☐ 東京23区に在住していた期間
- ☐ 東京圏のうち条件不利地域(表面参照)以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていた期間

※対象期間については、東京圏のうち条件不利地域(表面参照)以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間にすることができます。



いいえ

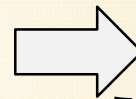
はい



交付金申請後、5年以上継続して香取市に移住する意思がある

※次の方は移住支援金の返還対象となります

- ・申請日から5年以内に香取市から転出した場合
- ・申請日から1年以内で、移住支援金の要件を満たすために必要であった職を辞した場合



いいえ

はい



※下記の型のうち、口全てに該当する型がある場合申請可能です。

就職 (一般)型

- ☐ 勤務地が館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町であること
- ☐ 就業先が移住支援金の対象企業として「千葉県しごとNAVI」に掲載された日以降に応募し、就職していること
- ☐ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

就職 (専門人材)型

- ☐ 県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して就業した
- ☐ 勤務地が館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町であること
- ☐ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- ☐ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加など、離職することが前提ではないこと

テレワーク型

- ☐ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先でテレワークにより勤務し、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること
- ☐ 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
- ☐ 賃金の支払いを受けている労働者であること(経営者ではないこと)
- ☐ 申請者を指揮監督する事務所(＝勤務先)が、香取市内に所在していないこと
- ☐ 国のデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと(所属先企業にご確認ください)

関係人口型

- ☐ 口1及び2のいずれにも該当すること
- ☐ 口1次のいずれかに該当すること
- ・(1)本市が実施した日帰りの移住又は関係人口創出推進のイベントに3回以上の参加経験があること
- ・(2)本市が実施した宿泊を伴う移住又は関係人口創出推進のイベントに参加経験があること
- ・(3)本市又は本市の隣接自治体で就業したこと
- ・(4)本市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事、地域イベント等に継続的に参加していること
- ・(5)本市に居住経験があること
- ☐ 口2 次のいずれかに該当すること
- ・(1)農林水産業その他の事業に従事すること
- ・(2)自治体、地域づくり団体等が関わる地域づくり活動又は地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向があること

起業型

- ☐ 申請日までの1年以内に、(公財)千葉県産業振興センターから起業支援金の交付決定を受けていること

支援金の対象外です

制度の詳細はこちら

※上記を満たす場合でも、その他の要件により支援金が交付されない場合があります。

